

# 共済組合においても、 個人番号(マイナンバー)の利用等を行います!

## ● 国が定めるマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障制・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を表現するための社会基盤です。



このことにより、共済組合においても、個人番号の利用等を行うこととなり、平成 29 年 7 月より医療保険者等の間での情報連携が開始される予定です。

このため、平成 29 年 1 月 1 日現在において、組合員及び被扶養者であった方、及び同日以降に、組合員及び被扶養者の資格を取得された方の「個人番号」を、所属所を通じて報告していただくこととなっています。

◆個人番号は、本人の同意があっても法定された場合以外に使用、提供することが禁止されているなど、個人情報よりも厳格な取扱いが必要な「特定個人情報」となります。皆さんの個人番号は、下記『奈良県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針』により、安全かつ適正に取り扱います。

## ● 共済組合における個人番号の利用等について

**<利用目的>** 『行政手続きにおける特定の個人を識別するための個人番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)』(以下、「番号利用法」という。)の別表第 1 の 24 の項<sup>\*1</sup>及び 39 の項<sup>\*2</sup>の項に基づき利用します。

- ※ 1 「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」
- ※ 2 「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」  
(※ 1 及び ※ 2 の詳細については、「番号利用法」の主務省令で定められています。)

**<利用分野>** 共済組合における短期給付事務処理においては、個人番号を利用した医療保険者等の間での情報連携<sup>\*3</sup>が行われる予定です。(また、将来的には、各種届出書類などの添付書類の一部省略<sup>\*4</sup>なども可能となります。)

- ※ 3 全国連合会より情報連携の具体的な内容が示されていないことから未定です。
- ※ 4 ※ 3 と同様、添付書類の一部省略については、被扶養者の認定事務における「住民票」や「所得証明書」などの省略が予定されておりますが、具体的な内容及び開始時期が示されていないことから未定です。

## 奈良県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

(平成 27 年 10 月 5 日制定)

奈良県市町村職員共済組合(以下「組合」という。)は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、以下の方針により、組合が保有する個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を安全かつ適正に取り扱います。

- 1 **法令及びガイドライン等の遵守**  
組合は、特定個人情報等に関する法令及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等を遵守します。
- 2 **安全管理措置に関する事項**  
組合は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。
- 3 **特定個人情報等の収集、保管、利用、提供及び廃棄**  
組合は、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定し、当該規程等に当たって、特定個人情報等の収集、保管、利用、提供及び廃棄を適切に実施します。
- 4 **継続的改善**  
組合は、特定個人情報等の安全かつ適切な取扱いを維持するため、常に特定個人情報等の収集及び管理の状況等を把握し、必要に応じて特定個人情報等の適正な取扱いのための措置を改善します。